

飯能市消費者団体連絡会 会報

しょうだんれん（消団連）

No.39

はんのう消費者便り



2018年3月1日発行
事務局 042-978-2176 小園

学習会「種子法廃止が意味すること」

2017年7月8日

講師・林伸子さん（農民新聞）記者）

報告 小園 小夜子

敗戦と占領の中、食糧の安定供給と増産するために作られた法律が「主要農作物種子法」（1952年）でした。稲、麦類および大豆の種子については国、都道府県が主導して生産普及を進める必要があるとの観点から制定されたものであり、種子法に基づき都道府県が中心となつて種子生産が実施されてきました。

ところが2017年4月、国会に廃止のための法案が上程され、5時間という短時間審議で決定されてしまいました。わたしたち消費者団体連絡会は、あまりにも唐突で寝耳に水、このことのなかみを知るために学習会を開催しました。

講師には、ながく日本の農家の現場をみて発信している林伸子さんを迎え、家庭菜園する人や地元の農家、市民25人とともに意見交換をおこないました。

林さんは、「種子法の廃止は国が農業の大規模化を進めている中でのことなんです。



林伸子さん
「何でもいい“農”“土”に関わってください」

農水省は経済産業省の下請け的な役割と考えざるを得ない。2017年4月に廃止を提案決定し、5月には『農業競争力強化支援法』もできて、企業が参入しやすい制度が次々整備されていきます」とお話されました。

また、林さんからは2点の要望がありました。

① コメの価格も消費も減り続け、農家には後継者がいない。コメをたくさん食べて、日本のおいしいコメを子供たちにもつたえてほしい。

② 2018年3月廃止になる種子法ですが、新しい種子法をつくる動きができました。「日本の種子（たね）を守る会」です。サイトや署名などどうぞ関心をもってください。

私は飯能の里山に転居して32

年余、有機農業ひとすじで自家野菜を作ってきています。タネ採りもたまにできていて、ルッコラ、きぬさや、インゲン、人参などなど。人参の花は白い傘がすばらしく思わず写真に収めたものです。イノシシ、鹿、サルと里山にはとぎれることなく影響があります。年々続けることのむずかしさを考えてしまいます。もっぱら野菜を作り、タネは買っています。自家採取までサルや鹿たちが待つてくれな

いから、と言い訳しますが……。種子法廃止はTPPをみすえのことでないかしらと感じます。若い世代の新規就農も静かなうねりとなって続いていてほしいです。提携、ティケイが国際語と認知されています。ここにヒントあり？耕作放棄地を放棄しないで耕し続けられるような仕組み、国や自治体のために必要なこと。今後どうなっていくのでしょうか。

学習会に参加して

北村真澄（農家）



富士見公民館

「種子法」って何だろう？何か大事な法律なのではないかと感じ、参加しました。「主要農作物種子法」は戦後間もなく国内の食糧増産を目的に制定されました。稲・麦・大豆を主要農作物と定めて、各都道府県が種子の安定供給や品質の確保、風土に適した品種の開発などを進めてきたそうです。

（2ページ下段へ続く）

2017年11月27日

種子は誰のもの？

おいしい
お米の
試食つき

上映会と農家の話

報告 大木有子

国民の食の根幹を支えるために、主要作物である米・麦・大豆の種子を農家に安定的に安価に提供することを都道府県に義務付けてきたのが1952年に制定された「種子法」です。その廃止が、2017年4月、突然決められました。大多数の国民が何も知らないうちに。実は私たち自身、その初めて「種子法」の存在を知ったのですが、「種子法」が廃止されるとい

うことは、何を意味するのか。消団連は7月には学習会を開き、そして農家の方から現場の声を聞くということ、11月にはネットワーク農縁の皆さんと協力して「種子は誰のもの？」上映会と農家のお話・お米の試食付」を企画しました。

当初は10月21日(土)の開催予定で、すでにチラシも配りポスターも貼ったのですが、これまた突然の衆議院解散・総選挙で会場が使えなくなり、やむなく11月27日(月)に変更しまし

た。平日という日程にもかかわらず、会場は満杯。80人も人が参加してくださいました。食と農に対する関心の高さの表れだと思います。

映画

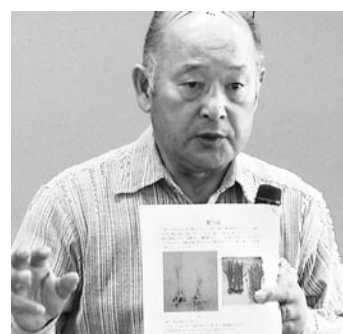
「パーシー・シユマイザー・モンサントとたたかう」

カナダの菜種農家パーシー・シユマイザーは、隣家から風で飛ばされてきた遺伝子組み換え(GM)菜種によって自分の畑を汚染されました。しかもGM菜種を開発したモンサント社から特許権侵害・損害賠償の裁判を起こされました。不本意に交雑されたGM種子に

さえ、モンサント社は特許権を主張するのです。こうして多くの農民が土地と財産を奪われました。シユマイザーはこの横暴に屈せず、農民には育てた作物から種子を採る権利があり、種子や生命に特許権は認められな



主催：飯能市消費者団体連絡会
共催：ネットワーク農縁
会場：飯能市一丁目クラブ



高橋保廣さん

「苗は自分の力で育っている」

◇◇◇◇◇

2009年制作
監督 ヘルム・フエアハーク
日本語版 <http://ko-okfilm.com>

米作りの農家・高橋保廣さんのお話

山形県新庄市で米作りをする高橋さんは、「苗は、植物は、自分の力で育っている」と話されました。

稲の種子は母株から3枚の葉っぱが育つための養分をもたせてくる。化学肥料やハウスの促成栽培などせずに「ゆっくりゆっくり自然の温度の中で育てることによって、ちゃんとした根っこを張り」その土地の環境にあった作物として丈夫に育っていく。

何よりも大切なのは根っこ。根毛が伸びて、土の中の微生物とやり取りすることでミネラル分を吸収していく。

(学習会に参加して 前ページ下段より)
一言でいうと、「この法律のおかげで農家は品質のそろった公共種子を安く購入でき、私たちも様々な品種の美味しいお米や麦・大豆製品を食べることができた」わけです。

種子法が廃止されると稲・麦・大豆の種子の販売も他の野菜同様に民間の種子会社が参入できるようになります。今、野菜の種子のほとんどが海外からの輸入です。つまり主食の稲までも海外の巨大種子会社に種子を依存してしまう可能性がでてきてしまったのです。

国内で種子の自給が出来なくなるということは、他の国に国民の食糧を任せてしまっているに等しいことではないでしょうか。せつかく今まで自国で自給できていた稲・麦・大豆の種子です(※注)。

新たな法整備に向けて「日本の種子を守る会」さんも発足しました。消費者としてまた、一農家としても今後の動きに注目しています。

(のっぽファーム・飯能市川崎)

※注… 日本の食料自給率は大豆27%・小麦12%・米97%(平成28年度カロリーベース農水省HPより)

「土は何のためにあるかと思いませんか?」その根源的な問いに、はつとしました。「土は植物が育つためにあるんです。」雑草の生い茂る土こそが稲を育てる。稲という植物の生命の営みと対話しながら米作りをしてきた高橋さんの言葉には、豊かな世界が広がっています。

彼は無農薬・無化学肥料で米を育て、農家の仲間たちと共に在来種「さわのはな」の栽培を復活させ、都市の消費者と農業生産者が提携する「ネットワーク農縁」を立ち上げ、遺伝子組み換えに反対する活動をしてきました。

その高橋さんが実験場で初めて遺伝子組み換え稲を見たときのこと。葉っぱの立ち方や色の様子に

「おいおい、おめえ、どうしたんだ、その体は?」

と声をかけずにはいられなかったそうです。そと土の中から取り出してみた稲の根に驚愕。太い根ばかりで根毛がない。ミネラル分を吸収する根毛が全然無い。それは作物にとっても、食べる人間にとっても大変なこと。

こんな稲を育てるには、モン

サントの化学肥料や彼らの栽培方法が必要で、自分たちが培ってきた知識では対応できない、と直観したそうです。

種子法が廃止されたらどうなるのでしょうか。

国は「要するに今、TPPとかFTAとか自由貿易にしようとしています。種子法があるってことはすぐ邪魔なんです、これをやるには。」

と高橋さんは喝破します。日本は南北に長く環境が全然違うため、各都道府県の農業試験場はその地域に根差した品種を開発してきました。「それを廃止するんだよなあ。」

稲の品種の多様性(全国で200以上)が失われ、企業の利益をあげるのに有利な特定の品種だけが開発され、農家は高い価格でそれを買わざるを得なくなる。遺伝子組み換え作物も栽培されるだろう、と言います。

新米3種の食べ比べと懇談会で

お昼には高橋さんの作った「あきたこまち」「ひとめぼれ」

「さわのはな」、3種類の美味しいお米を試食しました。

懇談会では飯能で固定種野菜を育てている小島農園さんが、自家採種した野菜や穀物の種子を持ってこられ、「たねのわ」という種子の交換会についても紹介してくださいました。お金を媒介にしない種子の交換会です。

「タネを採るのはとても面白いんです。ぜひ皆さんも固定種野菜を作って、タネを採ってみてください。庭でも作れる。：モンサントとかが何かしたいと言ったときに、一人の大きな農家がやっていると目立ってつぶされちゃう。でもそれが飯能で100人1000人とどんどん増えていくと、なかなか、細かい小さい人はつぶせないし、タネは多様性がどんどん増えていく」

種子法って何?から始まった今回の取り組みでしたが、安全で美味しい食べ物を守るには消費者も「農」と関わる事が重要と感じました。そして「種子」そのものに関心を持つ機会となりました。

(集会の感想は次ページ下段へ)

種はスゴイぞ!

岸本真弓

7年前の4月「おにぎりシネマ」を企画しました。それは、ネットワーク農縁(山形県新庄市)のお米「さわのはな」のおにぎりを食べながら、遺伝子組み換えを考える映画の上映会でした。さあ、チラシを配り始めよう!と思った時、東日本大震災と福島原発事故が起こり上映会を開くことは出来ませんでした。そして、昨年種子法廃上のニュースがあり「種子法って何?」「そんな法律あったの?」と思っていたところに、ネットワーク農縁事務局の阿部さんから「飯能で何かできないかしら?」と連絡をもらいました。

7年前の4月「おにぎりシネマ」を企画しました。それは、ネットワーク農縁(山形県新庄市)のお米「さわのはな」のおにぎりを食べながら、遺伝子組み換えを考える映画の上映会でした。さあ、チラシを配り始めよう!と思った時、東日本大震災と福島原発事故が起こり上映会を開くことは出来ませんでした。そして、昨年種子法廃上のニュースがあり「種子法って何?」「そんな法律あったの?」と思っていたところに、ネットワーク農縁事務局の阿部さんから「飯能で何かできないかしら?」と連絡をもらいました。

突然のお話でしたが、種子法によって守られていた日本のお米はどうなるのか、米農家は どう思っているのか聞いてみたい!出来なかった上映会に再チャレンジ!と、今回「種子は誰のもの?」を開催しました。

2週間傷まない高糖度のトマト、養殖しやすいおとなしいマダラ、限界まで筋肉量を増やしたマッスルマダライ：食糧不足の解消策として遺伝子組み換えやゲノム編集が必要と言われているけど、私たちは毎日毎日どれだけの皆さんの食品を捨てているのかを考えた方がいいと思います。

山も川も、空も海も、大地も種も誰のものでもない!どれも人間が所有できるものではないんだと再確認した一日でした。種はえらい!たった1粒でたくさん恵みを生き物に与えてくれている。自分の力を最大限に発揮して生きのびている。種はスゴイ!

種を独占しようとする多国籍企業の怖さ、さわのはなを育て

種はスゴイ!

「種も仕掛けもある話」種子法廃止がもたらすもの

講師 上野敏昭氏 県農業技術研究センター副所長
会場 ウエスタ川越 ●主催 県西部地区消費者団体活動推進世話人

9 月 8 日、「種子法廃止でどうなるの？」と、心配する私たち消費者は県の担当職員からお話を伺いました。

この附帯決議文からポイントを抜粋します。

講師の上野敏昭さんは、農業技術研究センター（熊谷市）で品種開発ブランド育成研究を担っています。日に焼けたお顔で現場の話をたくさんしてくださいました。

交配と選別を何度も繰り返して、種として固定するまで約 10 年、その後 4 年以上かけてその種が奨励品種として適しているかどうかの試験栽培を繰り返して、やっと消費者に届くという息の長い仕事です。

国は都道府県のこのような役割を一方的に停止しようと、2017 年 4 月国会で種子法廃止法案上程がなされました。同時に政府への附帯決議も盛り込まれていました。

① 将来にわたって主要農作物の優良な品質の種子の流通を確保するため、種苗法に基づき、主要農作物の種子の生産等について適切な基準を定め、運用すること。

② 引き続き地方交付税措置を確保し、都道府県の財政部局も含めた周知を徹底するよう努めること。

③ 主要農作物種子が、引き続き国外に流出することなく適正な価格で国内で生産されるよう努めること。

④ 長期的な観点から、消費者の利益、生産者の持続可能な経営を維持するため、特定の事業者による種子の独占によって弊害が生じることのないよう努めること。

わたしたちの食卓には欠かせない基幹作物であるだけに、附帯決議が有効に活かされるよう願っています。2018 年 3 月で種子法は廃止されます。

後日、2017 年 11 月 15 日付けで種子法に伴う運用規則までもが廃止される農水省通知が出されたと聞きました。（*注）

報告 小園 小夜子

*編集注…この農水省の通知には都道府県から、「民間業者への種苗の生産に関する知見の提供」が盛り込まれた。民間業者とは三井・住友・モンサントなどを指す。日本の種子を守る会の元農林水産大臣山田正彦氏は「これで公共の種子として農家に安く提供されてきたコシヒカリ等の多様な固定種はなくなりモンサント等の民間の数種に絞られることになった」とブログで警鐘を鳴らしている。

「種子は誰のもの？」上映会と農家のお話」アンケートより

「パーシー・シュマイザー・モンサントとたたかう」感想

●驚きました。カナダの人がこんなに苦しんでいるのか、闘わなくてはならないのか、裁判所が不当なことを言うこともある。他の植物もモンサントが影響を与えてしまったのか、とても悲しい苦しいことだ。生命の権利までうばわれたくない奪えないものだと思う。金のために何でも悪いことをしているのか？ という怒り。

●自社の利益のみを考えていく、経済優先社会の行き着く先の姿だろうか。いのちのつながらない世界は「死」へとつながっていく世界。何のため、誰のための仕組みなのか。戦ってきた人たちに尊敬の念を抱きました。

●市民が手を組めば、大企業や政府の方針も変えられることが分りました。日本でももっと市民のつながりが必要だと感じています。

高橋保廣さんのお話・感想

●70才で元気に働く高橋さんを応援していきたいです。小さい小さい協力ですが。

●日本のシュマイザーさんになってください。まずは知る事が第一だと思います。何が幸せか？という事をつくづく感じました。それは安全な物を口にする事が一番であると思いました。

●TPP を取り入れるために邪魔な種子法を廃止。つい先日、種子法を知ってあせっております。大事なお米を国が責任をもたず民間任せにするのは心細い。

だって（モンサントみたいな）利己的な会社が支配してしまったら、そんな会社に自分の命を預けるようなもんです？身体より金を優先させる会社なんていらぬです！

●日本の農業をとりまくきびしさがよくわかったし、私達の生活の明日がきびしくなる。命をかけて声をあげよう。

●お米の栽培については、最近では、多くの農家が無農薬に取り組んでいる例がたくさんあり、TPP の話が進む中で高橋さんのような方が頑張っていることは心強いことです。消費者がこのような生産者を支援することが、TPP、GMO を実質的に阻止していくために必要であり、今日のような企画は非常に役立ちます。…飯能などの地域の米の栽培と消費の実態を知ること必要。



県内河川における浸透性殺虫剤の汚染実態

（農薬）

生活にあふれる ネオニコチノイド・フィプロニル

講師 大塚宜寿氏 環境科学国際センター化学物質担当 主任研究員
会場 ウェスタ川越 ●主催 県西部地区消費者活動推進世話人会

化学物質とは切っても切れない生活を送っている私たちは、いまの実態を学び、どのように考えていけばいいのか、10月6日のお話から気になったところを報告します。

ネオニコチノイド系殺虫剤は1993年ごろ登場した比較的新しい農薬です。フェニルピラゾール系殺虫剤フィプロニルもほぼ同時期ごろから使用されはじめていました。

この2種類の農薬は、農林業では主にイネ、果物、野菜、松枯れ防除に、家庭用では、ベットのノミとり、シロアリ駆除、殺虫剤（ゴキブリ、ハエ、アリ、ガーデニングなど）として生活のすみずみで使用されるようになってきました。その一方でこれら殺虫剤は、害虫でない昆虫（特にミツバチなどの益虫）に対する悪影響が心配されています。近年、昆虫や動物への免疫機能、生殖機能の低下などの慢性毒性も報告されるようになって

り、生態系への影響が懸念されるところです。

埼玉県環境科学国際センターでは、2013年から2016年にかけて県内の35河川38地点で、河川水中のネオニコチノイド系殺虫剤とフェニルピラゾール系殺虫剤フィプロニルの濃度が高くなる夏季（8月）に測定しました。その結果、濃度は出荷量に影響されていることがわかりました。

また、下水処理施設放流水中の濃度分析も調べました。飲食により人体に取り込まれたネオニコチノイド系殺虫剤やフィプロニルは、尿や便として体外に排出されるため、県内9か所の下水処理場の流入水と放流水から複数の殺虫剤が検出されました。現在も県内河川からこれら殺虫剤は高頻度で検出され続けていて、その濃度が減少する傾向もみられていません。今回調査した殺虫剤（農薬）には、環境基準は設定されておらず、

水性無脊椎動物群に対する影響が懸念される濃度も観測されています。今後も定期的な監視を行っていく必要があるとしくくられました。

そうなんです、私たちは日常的に間接的に農薬を吸ったり、食べたりしていたのかと、改めて愕然としました。

子供たちに「学習障害、多動、集中力の欠如、自閉症など」が表れている原因として、（*注）また、シックハウスなど化学物質過敏症で苦しむなど、これらの農薬を、知らずにたくさん使い健康被害にあっていると考えられます。

欧米で農薬の使用規制や禁止になっているのに、日本はゆるく、なんらの対策もみあたりませんでした。

報告 小園 小夜子

参考文献

●新農薬ネオニコチノイドが脅かすミツバチ・生態系・人間「NPO法人ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議」



水道水はどうなんだろう？

河川から検出されているのだった水道水はどうなんだろう？ 県水の水質を管理している、埼玉県企業局の水質センタリーに電話してみました。「検査している農薬は77種類で、その総量は基準値を超えていない」ということでした。ネオニコチノイド系農薬は、厚生労働省の検査項目に入っていないため、検査していないそうです。（川野）

*編集注 ネオニコチノイドなど環境化学物質は神経回路（シナプス）に作用して、昆虫類を殺す。哺乳類には毒性が少ないといわれるが、胎児や幼児の神経回路の発達に影響を与え、自閉症などの原因となることも考えられている。

ネット以下以下の論文を参照してほしい。「自閉症・ADHDなど発達障害の原因としての環境化学物質」 黒田洋一郎・木村一黒田純子著

浸透性ということは水に溶け、生物の全身をめぐる、そして河川など環境に放出され…。

2017 年 9 月 6 日

公民館の利用について 飯能市に要望しました。

私たち飯能市消費者団体連絡会は、社会教育活動団体として公民館に団体登録し、学習会や講演会、上映会等を広く市民向けに開催してきました。

7月8日の講演会「種子法廃止が意味すること」(1ページ参照)もその一つですが、今回初めて職員の方から

「不特定多数の市民を対象とした催しには、本来は貸せない」と言われて驚きました。

消団連に所属している別の登録団体も同じように他の公民館で利用料を請求されていました。

公民館の利用は社会教育法23条に定められています。そこで館長さん及び市の担当職員の方と面談したうえで、下のような要望書を提出しました。

検討していただいた結果、これまでと同じように非営利の活動に対しては公民館使用料が免除されることが確認されました。

2017 年 9 月 6 日

富士見公民館 館長 様

飯能市消費者団体連絡会

代表 小園 小夜子

公民館の利用に関する確認と要望

先日 8 月 7 日には、公民館利用について話し合いの場を設けていただき、ありがとうございました。今後も気持ちよく公民館で活動していくために、今回話し合われたことを再認識いただきたく、文書でお伝えいたします。

●確認事項

2017 年 7 月 8 日 (土) 講演会「種子法廃止が意味すること」での公民館使用について

この講演会のために和室を利用した際に、職員の方から「不特定多数の市民を対象とした催しには、本来は貸せない」と言われました。

社会教育法第 23 条、飯能市地区行政センター条例第 14 条、および飯能市地区行政センター条例施行規則第 7 条 (…特定の政党又は宗教に係る活動、営利を目的とする活動及び職業として行う活動に該当しないもの…) に照らしても、今回の当会の活動になら規制される理由は見当たらず、大変残念なこととして、今後に資するため説明を伺ったところでした。

話し合いの中で、

- ①今回の無料貸し出しには問題がない、
- ②不特定多数の市民を対象とする催しも社会教育活動として認められるものであれば公民館を利用できる、ことを確認いたしました。

●公民館施設使用に関する要望

飯能市消費者団体連絡会は、「食」や「環境」その他さまざまな問題を市民の立場で考え、講演会、映画会などを行っています。私達の活動は、地域社会活動、社会教育活動、消費者教育活動ですし、いきいきとした生活をする「まちづくり活動」の一環であるとおもいます。そのために公民館施設を使用する際には、使用料を免除されてきました。社会教育活動等を行う他の登録団体も同様だと思います。

私達は一人でも多くの市民の方々と共に学びたいと考えますので、今後も不特定多数の市民を対象とした催しを開きます。また今回は参加費無料でしたが、講師への謝礼や映画の上映料など必要経費を賄うために、少額の参加費を設ける場合もあります。有料とはいえ営利目的ではなく、あくまで必要経費を参加者で負担共有するためのものであり、チラシなどで案内しますから参加者もそれを納得して参加します。

「不特定多数の市民を対象とする催し」や「必要経費のための参加費を徴収する催し」を行う場合にも、社会教育法第 23 条、飯能市地区行政センター条例第 14 条、および飯能市地区行政センター条例施行規則第 7 条に基づき、今後も施設使用料免除の原則を適用していただきますよう、要望いたします。

よろしくお願い申し上げます。



2017年8月13日・市民活動センター

映画「ひろしま」 上映とトーク

2015年の夏に引き続き、2017年夏にも「ひろしま」を上映しました。

今回も客席の方たちの集中している様子がひしひしと伝わる、充実した上映会でした。

「ひろしま」はドキュメンタリー映画ではありませんが、広島市民8万人余りがエキストラとして参加し全市を上げて制作に協力したという事実が、この映画をリアリティーのある、時代を映し出す作品にしています。ラストの群衆シーンには胸が熱くなります。何度でも観てよい、観られるべき映画だねと、スタッフ一同感じました。



上映後には椅子を丸く向き合わせ、高校生から年配の方まで20人ほどに参加していただき、トークタイムを持つことができました。国連で採択された核兵器禁止条約や毎年減りつつはあるけれど1万4900発（2017年6月現在）も残る核弾頭のことも話題になりました。



映画「ひろしま」1953年製作 関川秀雄監督

「ひろしま」アンケートから

● 1953年に制作された事実におどろいています！（70代）

● 被災地のリアルな描写はとても説得力のあるものでした。若い人たちに是非観てもらいたい。イデオロギー抜きに事実を知ることから全てが始まるのですから（70代）

● 8月は戦争・原爆について学ぶ機会を作っています。しかし、この映画のようにリアルに描かれている映像を観たことが無かったので、胸が苦しくなっていました。

● 現在、隣国の核実験や、米韓を含む我が国周辺での戦争の危機があります。この作品を観て、私たちが生きる現代において二度と繰り返してはならない事だと改めて感じました。（30代）



核兵器禁止条約の 国連採択について

平賀千草

昨年2017年7月7日、国連で核兵器禁止条約が122か国の賛成で採択されました。その瞬間の国連会議場の喜び、歓喜の様子がニュースの画面から伝わってきました。核兵器禁止条約成立のニュースは世界中の人々に喜びを与えてくれました。

その三か月後ノーベル委員会は、核兵器禁止条約の成立に貢献した国際NGO「核兵器禁止国際キャンペーン」（ICAN）にノーベル平和賞を与えました。

この受賞は、核兵器禁止条約が人類の平和にとって、いかに画期的なことであったかの証明であり、世界中の核廃絶をねがう市民への応援でもあります。

唯一の戦争被爆国の日本は、この国連会議に参加で、条約にも反対しています。

この国連会議に、核兵器保有国（9か国）とその同盟国（30カ国）は参加していません。国連が「違法」と決定した「核」を保有する国にとっては、今直ぐには受け入れ難いことなのでしょう。

48年前、核兵器保有国が中心となって成立した「核不拡散条約（NPT）」は、22年前に期限も延長（無期限）し、「核軍縮」「核不拡散」に取り組んで来ましたが、その結果「核弾頭」の数は減りましたが、

ロシア7000発、アメリカ6800発、フランス300発、中国270発、英国215発、イスラエル80発、パキスタン140発、インド110発、北朝鮮20発 合計すると、世界中で14900発の「核弾頭」が未だに存在しています。（*注）

「核によって、世界の安全を保障する」という「核抑止論」では核を減らすどころか、核開発競争を生み出した。「核抑止」は幻想であり、神話です。

たった9か国の核保有国の核で、世界中の人の命が脅かされています。この破滅的な現状に、

NO！を突き付けたのが、被爆者をはじめとした市民社会の代表も参加して討議され、可決、採択された「核兵器禁止条約」です。

残念なことに日本では、いまだ「核抑止論」の立場に立つ国會議員が多数を占め、日本国政府はアメリカの「核の傘」の下にいることを選んでいます。

私たち、日本国民一人一人の意識、行動がためられています。核兵器のない安全な世界を求めるなら、選挙によって、核兵器禁止条約に署名、批准する政府を選ばなければならぬと、あらためておもっています。

そのためにも、核兵器禁止条約成立の前から取り組まれ、その成立にも力を与えたとされる「被爆者国際署名」をひきつづき行なっていこうと決心しています。街中で見かけられましたら、署名をお願いいたします。

*注 Check

核兵器廃絶長崎連絡協議会／長崎大学核兵器廃絶研究センターに詳しい資料があります。ネットで検索してみてください。

祝・焼却炉完成

クリーンセンター

川野安紀子

旧

施設の隣で2018年4月から稼働開始の清掃工場は、国の基準に基づいて計算された40t炉2基の焼却炉で、16万都市構想のころ設計された旧施設80t炉2基の1/2のサイズになっています。

近

隣の市町村で組合を作り大型化して発電所や温水施設を併設するのが昨今の流行でしたが、いくつかの自治体で作る広域事業組合ではその責任の所在があいまいになり、各自自治体の意向はもとより住民が独自に取り組むこともできない、民主主義から遠いものになりがちです。組合は作ったけれど、建設場所がいままで決まらないうちや、新しい技術を導入した大型の焼却炉を稼働させ発電所や温水施設を併設したところでは「ごみが足らなくなってしまう」ということも起こっています。

市

お隣の日高市ではセメント工場へ委託していますが、民間へ全量委託してしまうと事業者が経営上突然撤退してしまうという事態も考えられるため、飯能市は単独でのごみ処理を選びました。日高市民にしても飯能のごみを積んだ車が毎日何台も入ってくるのは迷惑でしょう。

は新しい焼却施設の建設工事に入る前に地盤の状況を調査会社に依頼しました。市が選定した場所からはゴミは出なかったのですが、建設会社の工事前の調査でゴミが出ていた。もともとゴミを投げ込んでいた埋め立て地の跡ではあるのですが、ゴミは30年前、清掃工場の建設に伴い掘り出して処分したはずだったのです。で、工事は延期となり、ごみを掘り出し処分するのに6億円かかりました。

30年も前のことで書類は残っていないし、ゴミに対する考え方も今よりずっと甘かったのだと、違法性はなかったということです。どんな契約になっていたのか。書類を残しておくことは大事ですね。

暮

暮らしの中から出されたゴミにはいろいろな物質が混ざっていて、高温で燃やすることで化学反応を起こしたり違う物質になったり、水銀などの重金属も気化してフィルターからすり抜け、大気へ出てしまう事もあります。(※注) 薬品・塗料・染料・接着剤・プラスチック製品などその組成が不明なものも多いのです。

生ごみの堆肥化への取り組みも始まっています。いろいろな物は買わない、使い倒す、互いに融通しあう、どうしても使えなくなったものだけ徹底分別してから廃棄する。大枚90億円の市民のための施設です。大事に使っていきましょう。

*編集注

国内における水銀の大気排出の3割が廃棄物焼却施設といわれる。ダイオキシン対策でごみ焼却は高温で焼却され、水銀・鉛・砒素など重金属は気体になって放出されることがある。

4月1日から水俣条約によって大気汚染防止法が改正され、水銀の大気排出規制も始まります。

“クリーンセンター訪問記”を次号に載せます。



左 旧焼却炉 右 新焼却炉



野口勲さん特別講演会

2018

3/17(土) 飯能市市民会館 201

開場 12:30

講演 13:00 ~ 18:00

5時間休憩なしのフルバージョン講演です
ビデオ撮影します。

参加費 2000円

問合せ 小林大木企画

Tel & Fax 042-973-5502

主催 種子を考える会@飯能

後援 飯能市消費者団体連絡会

【あとがき】

農民新聞の林伸子さんは(1ページ)、今の危機的状況に対し「皆さん、とにかく家庭菜園でも何でもいい、農と関わってください。土と関わってください。そうすれば、少しは明るい光が見えてくる」と言います。

種子法の廃止をきっかけに、消団連ではいくつかの取り組みをしてきました。その中で知った「育種」。種を育てるという発想は私にはこれまでありませんでした。消費者の視点からタネの問題を考えていきたいと思っています。

(小林茂樹)



挿絵 早瀬あかね